

第3回定期総会議事録

1、日時	令和3年3月5日(金)
2、場所	中津市役所 4階 研修室(リモート)
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員3名(浦野、尾家、苅北)
4、欠席委員	最適化推進委員20名(廣津、前田、長谷川、黒土、宮瀬、濱田、武信、村本、武本、加藤、岩渕、北山、岡崎、高橋、鷹崎、井上、北村、臺、江島、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番 坪根委員、14番 梶原委員
福永局長	今回は、コロナ禍のため本会議場と各支所の会場とのリモートにより、総会を行いたいと思います。それでは、議事に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。ただいまより、令和3年第3回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員を2番 坪根委員、14番 梶原委員にお願い致します。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番から3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	1 番から 3 番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。
橋本委員	1 番から 3 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後 1 番については、利用権を設定、2 番 3 番については、5 条申請をするということです、審議をお願いします。
議 長	1 番から 3 番について、橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、1 番から 3 番について、当委員会は承認と致します。続いて、4 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	4 番について、現地調査の報告を奥委員にお願いします。
奥 委員	4 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということです、審議をお願いします。
議 長	ただいま、奥委員より 4 番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、4 番について当委員会は承認と致します。続いて、5 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	5 番について、現地調査の報告を田畑委員にお願いします。
田畑委員	5 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するということです、審議をお願いします。

		す。
議	長	ただいま、田畑委員より5番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		異議なし
議	長	異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。 続いて、6番7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	6番7番について、現地調査の報告を百留委員にお願いします。
百留委員		6番7番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。なお、6番については、解約後は自作、7番については、利用権を設定するということです、審議をお願いします。
議	長	ただいま、百留委員より6番7番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		異議なし
議	長	異議なしと認め、6番7番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号		農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について
議	長	議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、審議に入る前に、田畑委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		（6番田畑委員退席）
議	長	それでは、議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします
農政振興課		（農政振興課 担当 説明）

(森下)		
議	長	一括審議でありますので、それぞれ、議案を確認してください。 農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありました。異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。田畑委員は入室をお願いします。 (6番田畑委員着席)
議案審議		
議第3号		農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件の1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	1番について、現地調査の報告を高倉委員をお願いします。
高倉委員		(1番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で贈与により所有権を移転するものであります。譲受人は農地法の取得要件を満たしておりませんが下限面積の特例措置として許可の方向で、審議をお願いします。
議	長	ただいま、1番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 2番の審議に入る前に、橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 (橋本委員 退席)

議 長	それでは、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	2番について、現地調査の報告を多村委員をお願いします。
多村委員	（2番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で贈与により所有権を移転するものであります。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	（橋本委員 着席）
議 長	それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	3番について現地調査の報告を 田畑委員をお願いします。
田畑委員	（3番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものであります。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので別に問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、3番について、田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 続いて、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	4番について、現地調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	（4番の申請地の場所について説明） 4番については、譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転する ものであります。譲受人は農地取得要件を満たしていますので、別に問題 無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、4番について、浦野推進委員より調査報告がありましたが、 異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 続いて、5番6番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	5番6番について、現地調査の報告を松田委員にお願いします。
松田委員	（5番の申請地の場所について説明） 5番については、譲渡人と譲受人の間で贈与により所有権を移転する ものです。申請地の境界は、はっきりしております。譲受人は、所有権移 転後の耕作面積が2,990㎡となり、下限面積の3,000㎡を下回っ ていますが、先ほど事務局から説明があった通り、この農地は譲受人が所 有する農地と一体でないと使用出来ないことから、面積要件の特例にあ たります。よって、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題は ないと思われます。審議をお願いします。 （6番の申請地の場所について説明） 6番については、譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転する もので、申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満 たしておりますので、問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長	ただいま、5番6番について松田委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。続いて、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	7番について、現地調査の報告を梶原委員をお願いします。
梶原委員	(7番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農地取得要件の下限面積の3,000㎡を下回っていますが、この農地が、第2回の定期総会で、空き家バンク付随農地として承認をうけていますので、問題無いと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番について梶原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、審議に入る前に、橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 (1番橋本委員退席) それでは、1番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読

議 長	1 番について、現地調査の報告を坪根委員にお願いします。
坪根委員	(1 番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸駐車場用地です。所有権移転売買による申請です。周辺に農地もなく境界もはっきりしており、雨水については、前面の水路に放流します。周辺農地に与える影響は、特にないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、1 番について坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。 続いて、2 番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	2 番について、現地調査の報告を白木原委員にお願いします。
白木原委員	(2 番の申請地の場所について説明) 転用目的は、建売分譲住宅用地 (2 区画) です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に前面市道側溝に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭も確認できましたので、問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、2 番について白木原委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2 番について当委員会は、許可と致します。 続いて、3 番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	3 番について、現地調査の報告を田畑委員にお願いします。

田畑委員	(3番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅及び車庫・駐車場用地です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水とともに隣接の道路側溝に放流します。周囲には農地がありますが同意を得ており、境界もはっきりしていますので、周辺の農地に与える影響は特にはないものと考えます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、3番について田畑委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室をお願いします。
	(橋本委員 着席)
議 長	それでは、4番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)	議案朗読
議 長	4番について、現地調査の報告を多村委員をお願いします。
多村委員	(4番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸資材置場及び貸駐車場です。隣接地にある建設会社の資材置場及び駐車場として貸し付ける計画です。雨水排水は、自然浸透及び西側の既存の水路に放流します。境界杭も確認できており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われまます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、4番について多村委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 5番の審議に入る前に、橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(橋本委員 退席)

議 長	それでは、5番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	5番について、多村委員に調査報告をお願いします。
多村委員	（5番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地（6区画）です。生活排水は合併浄化槽を設置し、敷地内に新設するU字溝を経由して、雨水と共に西側の既存水路へ放流します。境界杭も確認できており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま。審議をお願いします。
議 長	ただいま、5番について多村委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室をお願いします。
	（橋本委員 着席）
議 長	それでは、6番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	6番について、田畑委員に調査報告をお願いします。
田畑委員	（6番の申請地の場所について説明） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水とともに隣接の道路側溝に放流します。周辺には農地がありますが同意を得ており境界もはっきりしていますので、周辺農地に与える影響は特になく、問題ないものと考えます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、6番について田畑委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 続いて、7番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	7番について、現地調査の報告を尾家推進委員をお願いします。
尾家推進委員	(7番の申請地の場所について説明) 転用目的は建築条件付宅地分譲用地(2区画)です。生活排水は隣接する宅地の下水道柵に接続します。雨水は隣接の水路に放流します。周囲には農地がありますが同意を得ており、境界もはっきり確認できましたので問題ないものと思われまます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、7番について尾家推進委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第5号の非農地証明願に関する件について、1番から4番まで事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	ただいま、非農地証明願に関する件について、1番から4番まで事務局より説明がございましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認と致します。

<p>議案審議 議第6号 議 長 福永局長 議 長</p>	<p>その他について 議題6号その他の議案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(別紙議案のとおり)</p> <p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号、農用地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長時間の審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第3回定期総会を閉会いたします。</p>
---	---